

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年3月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300316号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300082号

第1 結論

1 訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額を、平成16年12月15日は19万円、平成17年6月30日は23万1,000円、同年12月16日は19万5,000円、平成18年6月28日は21万5,000円、平成19年12月19日は20万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から、平成17年12月16日は21万円、平成18年6月28日は22万円、平成19年12月19日は21万円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日、平成18年6月28日、平成19年12月19日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年6月
③ 平成17年12月

④ 平成 18 年 6 月

⑤ 平成 19 年 12 月

私の夫（訂正請求記録の対象者）はA社に正社員として勤務していたが、その間に支給された賞与のうち、請求期間の賞与が年金の記録となっていない。記録を回復し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②、③、④及び⑤について、同僚の賞与支給明細書又は賞与に係る給与明細書、請求者から提出された請求期間①、②及び③に係る金融機関の通帳記録、A社の事業を継承したとするB社から提出された請求期間②、③、④及び⑤の賞与額が確認できる賞与支給記録並びに請求期間④及び⑤に係る貸金台帳から判断すると、訂正請求記録の対象者は各請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額及び賞与支給日については、前述の通帳記録、B社の提出資料及び同僚の当該期間に係る賞与支給明細書を基に算出した保険料控除額から、平成16年12月15日は19万円、平成17年6月30日は23万1,000円、同年12月16日は19万5,000円、平成18年6月28日は21万5,000円、平成19年12月19日は20万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が訂正請求記録の対象者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③、④及び⑤について、前述のB社からの提出資料により、A社から訂正請求記録の対象者に支給された賞与額が確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額を、平成17年12月16日は21万円、平成18年6月28日は22万円、平成19年12月19日は21万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保

險法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300345号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300083号

第1 結論

請求者のA社における平成4年4月1日から平成6年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年4月から平成5年9月までの期間の標準報酬月額については、30万円から53万円とし、同年10月から平成6年3月までの期間の標準報酬月額については、32万円から53万円とする。

平成4年4月から平成6年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年4月から平成6年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行してないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月1日から平成6年11月1日まで

請求期間について、年金記録を確認したところ、記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が相違している。給料支払明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成4年4月1日から平成6年4月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、当該期間のA社における社会保険事務担当者の陳述及び日本年金機構の回答(以下「給与明細書等」という。)により、請求者は当該期間において当時の標準報酬月額の最高等級である53万円に相当する給与の支給を受け、53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認でき、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成4年4月から平成6年3月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から53万円とすることが必

要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主がA社において厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できないなど事業主の連絡先を特定することができないことから、照会を行うことができないが、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成4年4月から平成6年3月までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成6年4月1日から同年11月1日までの期間について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前述のとおり事業主の連絡先を特定することができないため照会を行うことができず、請求者も当該期間に係る給料支払明細書等の資料を所持していないとしている。

また、A社における21名の同僚（請求者が同僚として名前をあげた者2名及び社会保険事務担当者を含む。）に照会し、15名から回答を得たが、当該期間に係る請求者の給与支給額、厚生年金保険料控除額等を確認又は推認できる資料は得られなかった。

このほか、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち平成6年4月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。